

## エンジェル倶楽部 規約

### 本規約の概要

#### 第1条

スマホアプリ テーブルクロス（以下「当アプリ」といいます）及びエンジェル倶楽部（以下「本倶楽部」といいます）の運営・管理（会員資格の得喪変更、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社テーブルクロス（以下「当社」という）が行います。

### 目 的

#### 第2条

本倶楽部は、入会された会員が当アプリを普及して維持・増進を図るとともに、途上国の子どもたちが健康で安全に学校へ通い、夢や目標に向かって持続可能な発展に寄与することを目的とします。

### 入会資格

#### 第3条

本倶楽部に入会できる方は、以下に定める会員の各要件を満たし、本倶楽部の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「会員」といいます）  
暴力団構成員、反社会的勢力、反市場的勢力、未成年者、学生、当社及び当アプリの利用者の円滑なアプリ利用に支障を来す可能性がある方、その他当社が不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

### 入会手続

#### 第4条

①本倶楽部に入会する方は所定の入会手続きを行い、本倶楽部の承認を得た上、同意した口数の会費、入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により本人確認資料の提出を求めることがあります。  
②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第17条に定める本倶楽部の免責につき同意するものとします。

### 会費、入会諸費用

#### 第5条

会員は、本倶楽部の定める口数の会費、入会諸費用を、所定の銀行口座に入会申込後1週間以内に支払わなければなりません。14日経過しても入金がない場合申し込みは無効となります。なお、当該会費、入会諸費用は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、本倶楽部に重大な過失が無い限り一旦納入した会費、入会諸費用は返還できません。

### 宣伝広告料の金額

#### 第6条

会員は、テーブルクロスのユーザーが当アプリ経由で、飲食店を予約した際に発生する飲食店の広告料から、NPOへの寄付分を差し引いた売上（以下、当売上という。）の20%を1万円で割った金額に当該会員が保有する口数を乗じた金額の広告料（以下、当広告料という。）を受け取ることができます。

### 広告料発生期間

#### 第7条

当広告料の発生開始は、平成29年6月1日とします。  
当広告料の支払い時期は年2回とし、会員は、平成29年6月1日から平成29年11月30日までの収支分を平成29年12月31日までに、平成29年12月1日から平成30年5月31日までの収支分を平成30年6月30日までに受け取ることができます。以降も同様に会員は、半年ごとに当広告料を受け取ることができます。ただし当社は1ヶ月前に通知することによって支払い時期を変更することができます。

### 資格停止及び除名

#### 第8条

本倶楽部は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。  
①本倶楽部の定める会費・諸費用につき、滞納したとき。  
②本倶楽部及びテーブルクロスの運営に対し故意に妨害したとき。  
③本規約、その他本倶楽部が定める細則に違反したとき。  
④本倶楽部及び当社の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。  
⑤入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。  
⑥会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。  
⑦本倶楽部の合理的な指示・指導に従わないとき。  
⑧その他本倶楽部が、社会通念に照らし、本倶楽部会員としてふさわしくないと認めたととき。  
⑨本倶楽部の会員権利を、複数人で所有していた場合、または無断もしくは承認なしに他人に譲渡したとき。

### 会員資格の譲渡

#### 第9条

会員は、その会員資格を他に譲渡するときは事務手数料27,000円（税別）を支払い変更手続きをすることができます。なお入会資格の無い方への変更手続きはできません。

### 会員証明書

#### 第10条

本倶楽部は、会員に対して会員証明書を貸与します。当社または本倶楽部は、会員に対して会員証明書の提示を求める場合がございます。

### 会員の広告料の受け取り条件

#### 第11条

会員は、以下に定める業務のうち1つ以上を履行することで広告料を受け取ることができます。  
①月に最低1回以上、当アプリを通じて飲食店を予約する。ただし事前に、または翌月に予約をすることによって補うことができます。  
②半年に1度、当社の基準に達した広報業務の報告書を提出する。  
③その他当社が指定した業務を履行する。

### 退 会

#### 第12条

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本倶楽部に所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本倶楽部の事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、会費、入会諸費用の返金はありません。

### 個人情報の取り扱いについて

#### 第13条

当社は当アプリ運営の拡充のため、他社サービスや企業の買収、あるいは当アプリの他企業への売却、あるいは本アプリの運営を他企業に委託する可能性があります。その場合には、会員に提供するサービス継続のため、またはその他のサービス運営の目的のために、会員の情報の全部、または一部を第三者に移転させることがあります。当社が当アプリを売却する場合、事前の同意なく当社は会員の個人情報を譲渡することがあります。この場合、譲渡先には個人情報の保護に関して、当社運用時と同等以上の個人情報の取り扱いを課するものとします。

### 休 業

#### 第14条

本倶楽部は、原則として当社の定休日及び季節休業または臨時休業と同日とします。また、緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ告知することなく一部または全部の運営を休業することができるものとします。

### 当倶楽部の廃止・利用制限等

#### 第15条

当社または本倶楽部は、当アプリ運営の内容の法適合性、妥当性を保証しません。本倶楽部は、次の事由により本倶楽部の一部または全部の運営を閉鎖または臨時休業することができます。  
①法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。  
②当社が解散、破産または株式譲渡、株式交換など、アプリ運営ができないできない事情が発生したとき。  
③その他、当広告料の支払いが困難な状況が発生したとき。

### 当倶楽部による会員権利の買取

#### 第16条

当社または当倶楽部は運営上の事由により必要な場合は、会員の会費、入会諸費用を支払うことで会員権利を買取することができます。

### 変更事項

#### 第17条

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

### 諸費用の改定

#### 第18条

本倶楽部は、本規約に基づいてが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本倶楽部は改定日の1ヶ月以上前までに当社ホームページにて会員に告知するものとします。

### 細 則

#### 第19条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本倶楽部が定めるものとします。

### 免 責

#### 第20条

本倶楽部は、当アプリ運営等の利用に際して会員に生じた不利益や損害などに対して、責任を負わないものとします。会員が、当アプリ等から得る情報などについての一切は、会員の責任において判断するものとし、保証は行なわないものとします。会員が使用する機器およびソフトウェアについては、その動作保証はいたしません。

### 広告およびメールマガジンの配信

#### 第21条

会員は、当社または当アプリの広告などが掲載されること、および広告などが掲載されたメールマガジンが配信されることに同意しているものとします。一切の広告は、提供者と会員の責任において行うものとします。当社は、広告によって行われた取引による損害、および広告が掲載されたこと自体による損害については責任を負いません。

### 改 定

#### 第22条

本規約の改定及び変更は本倶楽部により行われるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本倶楽部が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を当社の当社ホームページにて会員に告知するものとします。

### 附 則

#### 第23条

本規約は2016年9月1日より施行します。

名称及び所在地

名 称：株式会社テーブルクロス

住 所：東京都新宿区四谷4-3-1 ワールド四谷ビル7階

代表取締役 城 賢 薫